

CASBEE 評価認証業務約款		頁 No.1 / 4
		CASR-02-06
平成 20 年 7 月 1 日制定	令和 4 年 3 月 3 1 日改訂	令和 4 年 4 月 1 日施行

(総則)

第 1 条 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人日本建築センター（以下「乙」という。）は、次の各号に掲げる図書に定められた事項を内容とする契約（以下「本契約」という。）を履行する。

- (1) CASBEE 評価認証申請書兼掲載承諾書（以下「申請書兼掲載承諾書」という。）
- (2) 本約款
- (3) 一般財団法人日本建築センター CASBEE 評価認証業務規程（以下「業務規程」という。）
- (4) 一般財団法人日本建築センター CASBEE 評価認証業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）

2 本契約は、甲が乙に申請書兼掲載承諾書を提出し、乙がその申請書兼掲載承諾書に引受承諾印を押印して、その写しを甲に交付することにより成立するものとし、その締結日は、引受承諾印に付された日とする。

(業務)

第 2 条 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務期日（業務規程第 10 条第 1 項に定める「業務期日」をいい、同条第 2 項から第 4 項の規定により延期された場合はその延期後の業務期日をいう。以下同じ。）までに認証業務（業務規程第 2 条第 3 号に定める「認証業務」をいう。以下同じ。）を完了しなければならない。

(手数料の支払い)

第 3 条 甲は、乙に対し、次に掲げる手数料を、乙が甲に請求した日から 1 ヶ月を経過する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

- (1) 手数料規程に基づき算定され、乙の引受承諾印が押印された申請書兼掲載承諾書に記載された評価認証手数料
- (2) 選任評価員及び関係者が業務規程第 8 条第 1 項に基づく現場調査を実施した場合、その現地調査手数料

2 甲が前項手数料の支払いを遅延した場合は、前条の規定にかかわらず、乙は、当該手数料の支払いがあるまで、CASBEE 評価認証書（以下「認証書」という。）の交付を延期することができる。この場合において、乙が当該交付を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(業務期日の延期にかかる損害等)

第 4 条 業務規程第 10 条第 2 項の規定に基づいて乙が業務期日を延期し、これにより甲に損害が生じた場合、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

- 2 業務規程第 10 条第 3 項の規定に基づいて乙の申し出により業務期日を延期し、これにより甲に費用が生じた場合、甲はその費用（前条第 1 項の規定に基づき甲が乙に支払った額を上限とする。）の支払いを乙に請求することができる。
- 3 業務規程第 10 条第 4 項の規定に基づいて甲の申し出により業務期日を延期し、これにより乙に費用が生じた場合、乙はその費用の支払いを甲に請求することができる。

平成 20 年 7 月 1 日制定

令和 4 年 3 月 31 日改訂

令和 4 年 4 月 1 日施行

(乙の債務不履行責任)

第 5 条 乙が本契約に違反した場合において、その効果が本契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを乙が証明したときは、この限りでない。

(甲の債務不履行責任)

第 6 条 甲が本契約に違反した場合において、その効果が本契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対してその賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを甲が証明したときは、この限りでない。

(評価認証に関する損害を第三者が受けた場合の責任)

第 7 条 評価認証の対象となる建築物（以下「対象建築物」）の評価認証（業務規程第 2 条第 2 号に定める評価認証をいう。以下同じ。）に関する損害を第三者が受けた場合、甲がその責任を負い、乙はその責任を負わないものとする。

(評価認証の結果に対する乙の責任)

第 8 条 「認証書」又は「評価認証できない旨の通知書」の交付後に、評価認証における判断の誤りが発見された場合、第 5 条の規定にかかわらず、甲は乙に対して追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。

- (1) 甲が提出した業務規程第 6 条に定める図書に虚偽又は不実の記載があったことその他甲の責に帰すべき事由。
- (2) 評価認証を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由。

2 前項の請求は、認証評価結果の有効期限内に行わなければならない。

3 甲は、第 1 項の交付の際に評価認証の判断に誤りがあることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を第 1 項の交付の日から 6 か月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 乙が行う評価認証は、次の各号に掲げることを保証するものではない。

- (1) 対象建築物が建築基準法その他の法令に適合すること
- (2) 対象建築物に瑕疵がないこと

(甲の解除権)

第 9 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示した書面をもって乙に通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、手数料が既に支払われているとき、甲はこれの返還を乙に請求することができる。また、甲が損害を受けているとき、甲はその賠償を乙に請求することができる。

平成 20 年 7 月 1 日制定

令和 4 年 3 月 3 1 日改訂

令和 4 年 4 月 1 日施行

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、業務期日までに認証業務を完了しないとき。
 - (2) 乙がその責に帰すべき事由により、本契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告しても、その違反が是正されないとき。
 - (3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、本契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、乙が認証業務を完了するまでの間、甲は、いつでも業務規程第 11 条に定める書面をもって乙に申請を取り下げの旨の通知をすることで、本契約を解除することができる。この場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙が損害を受けているときは、乙はその賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第 10 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示した書面をもって甲に通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙が損害を受けているとき、乙はその賠償を甲に請求することができる。
- (1) 甲が本契約に従って支払うべき手数料の支払いを遅延したとき。
 - (2) 甲がその責に帰すべき事由により、本契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告しても、その違反が是正されないとき。
 - (3) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、本契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 乙は、前項の本契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

(損害賠償)

- 第 11 条 本約款に定める損害賠償請求、及び本契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償請求の額の上限は、第 4 条第 2 項を除き、第 3 条第 1 項の規定に基づき甲から乙へ支払うべき手数料の 2 倍の額とする。

(秘密保持)

- 第 12 条 乙は、本契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

- 第 13 条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に関して疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り、協議の上定めるものとする。

(準拠法と紛争の解決)

CASBE 評価認証業務約款		頁 No.4 / 4
		CASR-02-06
平成 20 年 7 月 1 日制定	令和 4 年 3 月 3 1 日改訂	令和 4 年 4 月 1 日施行

第 14 条 本契約は、日本国法に準拠するものとする。

- 本契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによる。
- 本契約に関する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（附 則）

本約款は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

（附 則）

本約款は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

（附 則）

本約款は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（附 則）

本約款は、平成 25 年 9 月 5 日から施行する。

（附 則）

本約款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（附 則）

本約款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。